

川越市既存建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、改定川越市建築物耐震改修促進計画に基づき、地震に強いまちづくりの推進を目指し、川越市内において既存建築物の耐震診断を実施する建築物の所有者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和54年規則第9号。以下「規則」という。)及び社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅等 一戸建て住宅、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3に規定する兼用住宅、長屋又は共同住宅であって、木造(在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法)のものをいう。
- (2) マンション 木造以外の共同住宅でマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (3) 多数の者が利用する建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 緊急輸送道路閉塞建築物 耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物のうち前号に該当するものであって、その敷地が埼玉県地域防災計画に定められた第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路に接するものをいう。
- (5) 耐震診断 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属している、同法第2条第1項に規定する建築士が、耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断について、同法第4条第1項の基本方針に沿って行うものをいう。

(6) 補強設計 耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物に対して、地震に対して安全な構造となるように行う耐震改修の設計をいう。

(7) 耐震改修 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者が、前号に定める補強設計に基づき、耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修を行うものをいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる建築物（過去にこの要綱に規定する補助金の交付を受けていないものに限る。以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する昭和56年5月31日以前に着工し、明らかな建築基準法（昭和25年法律第201号）の違反がないものであり、次に掲げるものとする。

(1) 木造住宅等の場合は、地上2階建て以下のもの

(2) マンションの場合は、次に掲げる要件を満たすもの

ア 管理組合（管理組合が組織されていない場合はこれに相当するものとして市長が認めるもの。以下同じ。）で当該事業の実施の決議がなされているもの

イ 耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上のもの

ウ 地階を除く階数が原則として3階以上のもの

(3) 多数の者が利用する建築物

(4) 緊急輸送道路閉塞建築物

（補助の対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 補助対象建築物の所有者（所有者が複数いる場合にはその内の1名とする。）

(2) 所有者の同意を得て事業を行う者

(3) マンションの場合は、管理組合

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が補助金の交付を受けることが適正であると認める者

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、1棟につき次に掲げる額とする。

- (1) 木造住宅等の場合は、補助対象経費(市長が別途定める額を限度とする。以下同じ。)に3分の2を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。
- (2) 多数の者が利用する建築物及びマンションの場合は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。
- (3) 緊急輸送道路閉塞建築物の場合は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、300万円を限度とする。

2 前項における補助対象経費は、次の各号によるものとする。

- (1) 前項第1号における補助対象経費は、耐震診断に要する費用(現地調査費用を含むものとする。以下同じ。)とする。
- (2) 前項第2号から第3号における補助対象経費は、耐震診断に要する費用のほか、第三者判定機関又はこれに準ずる機関として市長が認めるもの(以下「第三者判定機関等」という。)の判定を行った場合にその判定に要する費用を含むものとする。
- (3) 第1号から第2号までの規定にかかわらず、市長が認めるときは、その他の費用を補助対象経費として加えることができる。

3 第1項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。なお補助金の交付は、当該年度内に定められた予算の範囲内で行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、耐震診断の実施前に、耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図、配置図、平面図
- (2) 耐震診断費用の見積書(第三者判定機関等の判定を受ける場合にはその見積もりを含むもの。)の写し
- (3) 建築物の所有者及び建築年次を証明する資料
- (4) マンションにあっては、管理組合において当該事業の実施の決議がなされていることが確認できる書類の写し
- (5) 緊急輸送道路閉塞建築物にあっては、補助の対象であることが確認でき

る資料

(6) その他市長が必要と認める書類

- 2 第1項の申請書に記載されていない事項及び同項各号に掲げられていない書類は規則第4条第3項の規定により、省略されたものとみなす。

(交付決定の通知等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の内容を審査し、この要綱に適合していると認めるときは、耐震診断補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の申請書の内容を審査し、この要綱に適合しないと認めるときは、耐震診断補助金を交付しない旨の通知書(様式第3号)により、補助申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該通知を受けた後に速やかに耐震診断を実施しなければならない。

(内容の変更等)

第8条 補助対象者が耐震診断の内容等を変更するときは、速やかに耐震診断内容変更承認申請書(様式第4号)に、当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更の内容を審査し適正であると認めるときは、補助金の交付の変更を承認し、耐震診断内容変更承認通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

- 3 第1項による変更の内容が軽微であり補助金の額に変更が生じないときは、第1項中「耐震診断内容変更承認申請書」とあるのは、「耐震診断内容軽微変更届」と読み替えるものとする。この場合において前項の規定は適用しない。

- 4 補助対象者がやむを得ない事情により耐震診断を取りやめるときは、速やかに耐震診断補助金交付辞退届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、耐震診断の終了後、速やかに耐震診断補助金交付実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断書の写し
- (2) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (3) 耐震診断にかかわる契約書の写し
- (4) 木造住宅等以外の補助対象建築物において第三者判定機関等による判定を行った場合には、その判定が記載された書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付額の確定等)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を審査し、適正に耐震診断が行われたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助対象者は、当該年度の3月10日までに耐震診断補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。ただし、この日までに請求書が提出できないことについて、合理的な理由があるとして市長が認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の請求があったときは、補助対象者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、耐震診断補助金交付取消通知書（様式第10号）を補助対象者に通知し、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽等不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めた事由が生じたとき。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が前項各号のいずれかに該当した場合には、耐震診断補助金返還請求書（様式第11号）を補助金の交付を受けた者に通知し、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して、5年間保管しなければならない。

(耐震診断結果に基づく指導等)

第13条 市長は、耐震診断の結果、地震に対して安全ではないと認められるときは、必要に応じて耐震改修等の指導を行なうことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

(緊急輸送道路閉塞建築物に関する補助要件の特例)

- 2 この要綱の施行の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までに耐震診断補助事業の交付申請を行った建築物におけるこの要綱による改正後の要綱の適用については、第 2 条第 4 号中「前号に該当するもの」とあるのは「木造以外の建築物で 3 以上の階数を有するもの又は工場、倉庫の用途に供するもので床面積の合計が 5 0 0 m²以上のもの」とし、「第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路」とあるのは、「第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路のうち市長が最重要路線と認めたもの」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 3 0 年 4 月 2 6 日から施行する。

(緊急輸送道路閉塞建築物に関する補助要件の特例)

- 2 この要綱の施行の日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までに耐震診断補助事業の交付申請を行った建築物におけるこの要綱による改正後の要綱の適用については、第 2 条第 4 号中「前号に該当するもの」とあるのは「木造以外の建築物で 3 以上の階数を有するもの又は工場、倉庫の用途に供するもので床面積の合計が 5 0 0 m²以上のもの」とし、「第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路」とあるのは、「第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路のうち市長が最重要路線と認めたもの」とする。